

川尻小学校いじめ防止基本方針

相模原市立川尻小学校

令和8年4月1日

相模原市立川尻小学校いじめ防止基本方針

【いじめを許さない学校づくり】

- (1) お互いを思いやり、自他を尊重しながら成長し合う事が大切であるとの認識のもと、生命や人権を守る教育指導の充実に努めること。《人権、道徳教育の充実》
- (2) 「いじめは決して許されない」との強い認識を児童と教職員が共有すると共に、誰もがいじめの傍観者とはならず、いじめを抑制する仲介者となる土壌を育むこと。《いじめを許さない土壌の形成》
- (3) 家庭、学校、地域、関係機関と連携を図り、いじめ防止に努めると共に、いじめの早期発見と適切な対応のための組織を確立し、適切に対応する。《いじめ防止のための組織確立と早期発見への取り組み》

【家庭・地域との連携】

- ・保護者、川尻小学校PTA
- ・学校評議員
- ・教育支援ボランティア
- ・安全ボランティア
- ・自治会
- ・公民館
- ・青少年健全育成協議会
- ・学校へ行こう週間
- ・個人面談
- ・学校便り
- ・学年便り等

【校内組織】

【いじめ防止委員会】

※原則学期1回(事案発生時は緊急会議を招集)

(委員長) 校長
(副委員長) 副校長
(委員)
教務主任、学級担任
児童支援専任教諭
学校・警察連絡員
養護教諭
支援教育コーディネーター
青少年教育カウンセラー
スクールソーシャルワーカー

【関係機関との連携】

- ・教育委員会
- ・青少年相談センター
- ・子育て支援センター
- ・児童相談所
- ・警察署、
県警少年相談保護センター
- ・民生委員児童委員
- ・中学校区小中連携教育推進協議会
- ・ケース会議

【いじめの未然防止】

いじめは、すべての児童等に関係することと捉え、安心して学習等に取り組むことができ、学校内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

- (1) 授業づくり、学級・学年集団づくり
児童が主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 自己有用感を高める取組
学校の教育活動全体(授業、あいさつ運動、自分からの活動、児童集会、委員会の取り組み、等)を通して、児童の自己有用感を高める機会を充実させる。
- (3) 人権教育、道徳教育の充実
学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育の充実を図るとともに、読書活動、体験活動などを推進する。
- (4) いじめに係る教職員間の共通理解や児童、保護者への周知徹底
いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と連携した取組の推進。

【いじめの早期発見】

- ・日常的に児童の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら変化を把握するようにする。
○休み時間等の様子 ○日記等 ○家庭訪問 ○個人面談
- ・月に1度、教育委員会へいじめの月間報告を行うと共に児童の状況の把握に努める。
- ・いじめの実態を適切に把握するため、質問票の使用、児童等の面談等による定期的な調査その他必要な措置を講ずる。
○いじめアンケートの実施 ○いじめアンケート後の面談
- ・在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめ等について、どの教職員でも相談を行うことのできる体制を整備する。

【いじめへの対処】いじめの疑いを発見した場合には、特定の教員で抱え込まず速やかに対応する。

(1)正確な実態把握から、組織的な認知へ

当事者双方や周りの子どもからの聞き取り等を行い、情報収集と記録、いじめの事実関係の把握などに努める。いじめであるか否かの判断は組織的に行う。

(2)いじめの指導体制、方針決定(いじめ防止対策委員会の開催)

教職員全体で共通理解を測り、指導のねらいを明確にする。

問題に対して、一人で抱えるのではなく、校長を中心に指導体制を整える。

教育委員会、関係諸機関と連絡調整・連携を密に行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには警察等との連携を図る。

(3)子どもへの指導・支援

いじめられた子どもの保護に努め、心配事や不安を取り除く。

教育的配慮を十分行い、毅然とした態度で加害者児童等に指導を行い、再発防止に努める。

加害児童の保護者についても、報告し協力を求めていく。

インターネットを通じて行われる不適切な書き込みなどについては被害の拡大を防ぐとともに直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて教育委員会や関係機関の協力及び援助を求める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

①行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること

②AとBの間に一定の人間関係が存在すること

③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと

④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

1 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、家庭、学校、地域、関係機関との連携を図り、効果的に推進する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称:いじめ防止対策委員会

○構成員:校長、副校長、教務主任、学級担任、児童指導主任(正副)、児童支援専任教諭、養護教諭、学校・警察連絡員、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

○いじめ防止対策委員会を中心とした取り組み

①年度初めの職員会議及び教員研修の実施により、全職員がいじめの定義及び対処方針についての確認を行う。

②学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童、保護者に説明を行う。

③いじめ未然防止、早期発見のために、全児童を対象に定期的(学期に1回)にアンケート調査や聞き取り調査を実施する。

④学年会(週1回)、打ち合わせ(週1回)等で児童の様子について情報交換を行う。

⑤事案が発生した場合、会議を開き、対応策について協議する。

3 いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1)児童が主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。

1 授業の充実・改善:

授業の中で1人ひとりを大切にすることで、いじめが生まれにくい風土を創る。校内研究で、子どもたちの学ぶ喜びと学力の向上を目指す。テーマ「基礎的な学力の向上をめざして」

2 居場所づくり

一人一人が自ら参加したり、活躍したりできる場を充実させる。クラス遊び、異学年での交流、委員会が企画する活動や、「自分から」行う「特活の時間」での活動などに取り組み、職員がその活動を認めていくことで児童が「自らの力でお互いに思いやりのある、人との絆をつくることのできたという実感」を持てるような児童の自主的・自発的な活動を支援する。

(2)学校の教育活動全体を通して、児童の自己有用感を高める機会を充実させる。

1 あいさつ運動：児童会を中心として、明るく元気な挨拶が行き交う学校風土を醸成する。

あいさつは、相手の存在を認める第一歩である。あいさつを返すことは自分も相手を認めることになり、互いに良好な関係を構築することができ、いじめを生まない風土を創っていく。

2 異学年交流：上級生が下級生の世話をし、下級生は上級生の姿を見て学ぶという異学年交流を通して、人の役に立つ喜びを感じ、自信をもつことができるよう取り組む。また、心が通い合うことでいじめを生みにくい風土が創られる。

(3)学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実を図るとともに、体験活動、読書活動などを推進する。

1 人権教育の充実：自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができ、単に理解にとどまることなく態度や行動に表れるようになることをめざす。

2 道徳教育の充実：今までのような、読み物の登場人物の気持ちを読み取る道徳ではなく、いじめを自分事として捉え「自分ならどうするか」を考える道徳としての充実を図る。

(4)いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

1 命の大切さや人権の尊さについて全校集会や朝会で、校長や担当教員からの講話をする。

2 いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修、発達障害についての理解と支援の研修を行い、教職員自らが、児童や保護者、教職員間で人権意識をもって接することができるようにする。

3 教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実を図る。

4 教職員が児童と十分に向き合うことができるようにするため、事務の効率化、学校運営の改善を図る。

(5)学校、PTA、地域の関係団体等と連携した取組を推進する。

1 あいさつ運動

2 安全ボランティア

3 青少年健全育成協議会

4 中学校区小中一貫教育推進協議会

4 いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

1 休み時間や給食の時間、放課後の会話等の雑談の中での児童の様子を観察する。

仲が良さそうに見えてもその中でいじめに該当する事案が発生している場合があるので、児童の様子を常に注意深く観察する。また、児童が複数集まって小声で話をしていたり、いつも同じメンバーが極端に固まっていたりする場合には教師から声をかけて児童の実態を把握する。

遊んでいるように見えても、叩く・蹴るなどの暴力行為が行われている場合があるので注意深く様子を観察する。もし、暴力行為を見かけたら直ちに暴力行為をやめさせ、その場で指導をする。

児童相互の悪口の言い合いや一方的な悪口、からかい等をなくし、仲間はずれがないかいつも児童の様子に目を配っておく。

学校や友だちのものを故意に傷付けたり、破損したりする行為を許さない。

2 健康観察、個人ノート、個人面談、家庭訪問等で個々の児童について把握する。

3 学年会、職員打ち合わせ毎に情報交換を行い、情報を共有し、対応を充実させていく。

- 4 発達障害を含む障害のある児童等について個々の障害の特性への理解を深め、教育的ニーズに応じた支援を行う。
- 5 外国につながりがある児童、性同一性障害及び性的指向・性自認について、職員が正しい理解に努める。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 1 月に一回いじめに関する調査観察を行い、教育委員会へいじめの月間報告を行うと共に児童の現状把握に努め、早期に対応する。
- 2 学期1回いじめに関するアンケートを行い、児童の現状把握に努める。全ての児童に個別に聞き取りを行い、表面的・形式的な判断にならないように留意する。
- 3 アンケートや聞き取りをもとに、児童が抱えている問題を学年・学校全体で共有して解決の道を探る。
- 4 助けを求めてくる、または類似のサインに気づいたら即時に対応する。
- 5 児童指導専任、支援教育コーディネーターによる日々の教室巡回

(3) 児童及びその保護者への各種相談機関の周知、教職員がいじめに関する相談を行う体制を整備する。

- 1 青少年教育カウンセラーによる相談、校内巡回〈毎週木曜日〉
- 2 さがみはら子ども SOS ダイアル(042-707-7053) ヤングテレホン(042-755-2552)
- 3 保健室だより、相談室だよりの発行
- 4 青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる校内巡視
- 5 個人面談(年2回)、希望者との個人面談(随時)、教育相談(随時)など

5 いじめの対処

発見したり通報を受けたりした場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

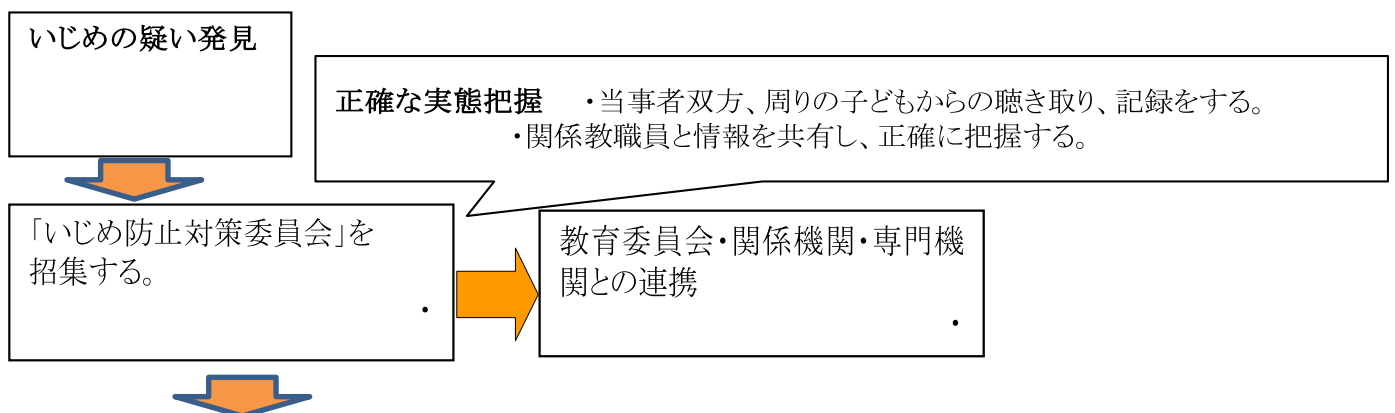
(1)被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童等を指導する。

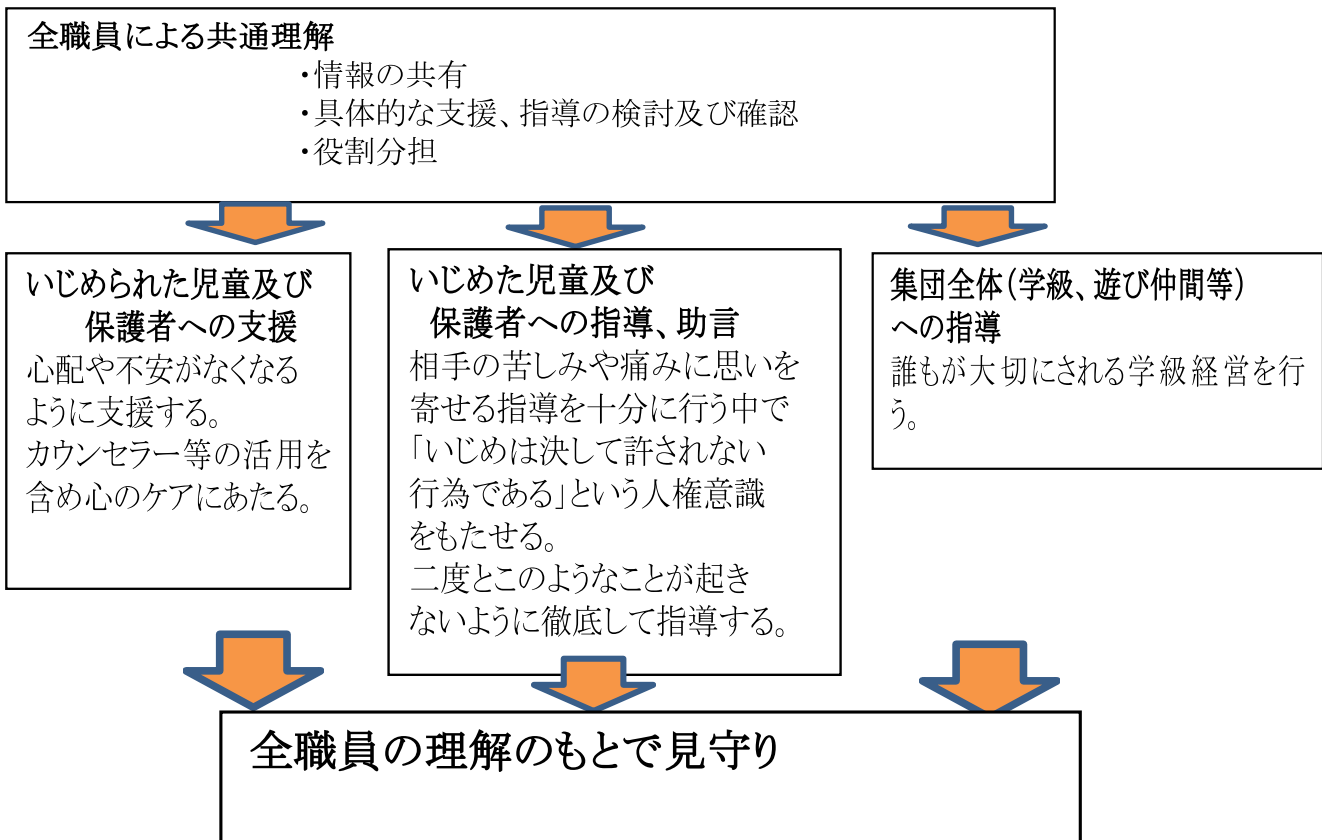
- 1 いじめの疑いの情報等があったときには、速やかに事実確認を行い、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。認知した場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- 2 関係児童及びその保護者、集団全体(学級、遊び仲間等)へ、支援、指導、助言を適切に行う。
- 3 インターネットなどを通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等へ協力や援助を求める。
- 4 場合によっては、学校長の判断の下、出席停止命令まで検討する。

(2)全教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会・関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- 1 児童指導の情報交換で、いじめの状況を把握し、共通理解を図る。
- 2 内容に応じて、教育委員会・関係機関・専門機関と連携し、対応する。(事案が犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う)

○対応経路 (いじめ対応マニュアル)





6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生に資するために行う。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にする為在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 速やかに教育委員会に重大事態発生について報告する。
- (3) 調査の結果、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、個人情報に配慮した上で適切に報告する。

重大事態とは

○いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される

○いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等にあたる。

- ・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査することが重要である。